

2026年 7月

茨城県内で建築を計画されている皆様へ

2026年(令和8年)7月1日から、**茨城県内全域の 中間検査対象建築物**が統一されました！

● 適用建築物 ※1

2026年7月1日以降に確認申請がされる建築物

※1 茨城県管轄の市町村内については、2026年4月1日より適用されていますのでご注意ください。

● 対象建築物

用途・構造

規模

木造住宅 ※2**地階を除く階数が2以上
又は
床面積200㎡超****木造住宅以外****地階を除く階数が3以上
又は
床面積500㎡超**

※2 一戸建て住宅、長屋、共同住宅又はこれらの用途部分を有する建築物

特定工程等は裏面をご覧ください

● お問い合わせ先

[市特定行政庁]2026.7.1より適用

計画地	連絡先
水戸市	水戸市 建築指導課 029-224-1111 (代)
日立市	日立市 建築指導課 0294-22-3111 (代)
土浦市	土浦市 建築指導課 029-826-1111 (代)
古河市	古河市 建築指導課 0280-76-1511 (代)
高萩市	高萩市 都市建設課 0293-23-7032
北茨城市	北茨城市 都市建設課 0293-43-1111 (代)
取手市	取手市 建築指導課 0297-74-2141 (代)
つくば市	つくば市 建築指導課 029-883-1111 (代)
ひたちなか市	ひたちなか市 建築指導課 029-273-0111 (代)

[県管轄の市町村]2026.4.1より適用

計画地	連絡先
笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	茨城県 建築指導課 県央建築指導室 029-301-4784
常陸太田市、常陸大宮市、大子町	茨城県 県北県民センター (建築指導課) 0294-80-3344
鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	茨城県 鹿行県民センター (建築指導課) 0291-33-4113
石岡市、龍ケ崎市、牛久市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	茨城県 県南県民センター (建築指導課) 029-822-8519
結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	茨城県 県西県民センター (建築指導課) 0296-24-9152
公立学校・倉庫・工場以外の用途で、階数が5以上又は延べ面積2000㎡以上のもの (9市特定行政庁を除きます。)	茨城県 建築指導課 029-301-4727

茨城県特定行政庁連絡協議会

(事務局) 茨城県土木部都市局建築指導課 TEL 029-301-4727

● 指定する特定工程及び特定工程後の工程

※ 2以上の建築物が該当する場合はこれらの建築物ごと

項	構造		特定工程	特定工程後の工程
1	木造		屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事	壁の外装工事及び内装工事
2	鉄骨造		1階の鉄骨の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆の工事、外装工事及び内装工事
3	鉄筋コンクリート造	地階を除く階数が1の場合	屋根版及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	屋根版及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
		地階を除く階数が2以上の場合	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（当該工事を現場で施工しない場合にあつては、2階の床及びこれを支持するはりの取り付け工事）	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（当該工事を現場で施工しない場合にあつては、2階の床及びこれを支持するはりの取り付け部分を覆う工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造		1階の鉄骨の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートの打込み工事
5	併用構造		1の項から4の項までの構造の区分に応じた特定工程	特定工程の区分に応じた特定工程後の工程

● 適用除外

- ⇒ 法第18条の適用を受ける建築物 ※県内の特定行政庁によっては検査対象となる場合があります。（令和8年7月現在 検査対象とする特定行政庁：つくば市）
- ⇒ 法第68条の10第1項の規定に基づき型式適合認定を受けた建築物の部分のうち、建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げるもの（法第68条の11第1項の認証を受けた者により製造されるものに限る。）を使用した建築物
- ⇒ 法第85条の適用を受ける仮設建築物
- ⇒ 枠組壁工法による建築物
- ⇒ 丸太組構法による建築物
- ⇒ 木質接着パネル工法による建築物
- ⇒ いわゆる品確法に基づく新築住宅に係る建設住宅性能評価の申請に係る建築物

● その他留意事項

- ・ 検査対象建築物を複数に工区分けした場合、すべての工区で検査を実施します。
- ・ 建築基準法第7条の3第1項第1号に定める「階数が3以上の共同住宅」は、法指定として中間検査が義務付けられています。（地階のある建築物は階数算定に注意が必要です。）